

由利本荘市週休2日制工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、由利本荘市が発注する建設工事において週休2日を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発注方式)

第2条 発注者が週休2日制工事に取り組むことを指定する「発注者指定方式」により発注することを原則とする。

(対象工事)

第3条 全ての工事を対象に、「週休2日制工事（現場閉所型）」により発注することを原則とする。ただし、社会的要請や現場条件等の制約により現場閉所を行うことが困難な工事は、例外的に対象外とすることができる。「対象外工事」については、別に定めるものとする。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

実工期のうち、「別に定める非対象期間」を除いた期間をいう。

(3) 4週8休

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 実工期

工事着手日から工事完成日(工事完成届提出日)までの期間をいう。

(5) 現場閉所

実工期において、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(6) 現場閉所率

実工事（別に定める期間を除く）のうち、現場閉所をした日数の割合をいう。

(7) 休日

受注者が定める法定休日・所定休日（以下、「休日」という。）をいう。

(休日)

第5条 発注者は、次に掲げる行為を休日に受注者に行わせることができる。この場合においては、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。

- (1) 工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応
- (2) 工事現場の安全を確認するための巡視活動
- (3) 工事現場の安全を確保するための警備活動
- (4) 作業の緊急性その他、やむを得ない事由により監督職員の指示で行う作業

(週休2日制工事の指定等)

第6条 発注者は、別に定める対象外工事を除き、特記仕様書において「週休2日制工事」である旨について、必要事項を記載し明示するものとする。

- 2 発注者は、週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合、指定を解除することができる。

(実施方法)

第7条 受注者は、施工計画書に休日（週休2日の導入）について記載したものを発注者に提出し、これに基づき施工を行うものとする。なお、受注者の責によらない理由により実施が困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。

- 2 受注者は、月単位で4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- 3 受注者は、毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- 4 受注者は週休2日に取り組み、その実施内容を別に定める様式を参考に勤務状況表を作成するとともに、毎月の工事履行報告書に添付し、監督職員に提出するものとする。
最終月に関しては工事完成届とともに提出するものとする。
- 5 発注者は、現場閉所を確認できる資料等について、受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

(工期変更)

第8条 発注者は、工期の変更理由が受注者の責めによらない場合は、別に定める基準により受注者と協議し、工期変更するものとする。

(工事費の積算)

第9条 発注者は、別に定める積算方法により、各経費に補正係数を乗じるものとする。

(工事成績評定)

第10条 発注者は、次に掲げる現場閉所率の達成区分に応じ、工事成績評定に加点または減点するものとする。

達成区分	現場閉所率	加点・減点数(点)
完全週休2日	28.5%以上	4
準完全週休2日	28.5%以上	3
4週8休以上	28.5%以上	2
4週6休未満	21.4%未満	-5

(1) 加点

加点は主任監督員の評価において考査項目「4. 工事特性」細別「I. 施行条件等への対応」対応事項「V. その他」で加点するものとする。

(2) 減点

週休2日(4週8休以上)が受注者の責により確保できない場合は、実施状況に応じ、総括監督員の評価において、考査項目「別紙2-5」「7. 法令遵守等」の「8. その他」で減ずる措置を行うものとする。ただし、受注者の責によらない理由によりやむを得ず達成できなかった場合は、減点を行わないものとする

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、週休2日制工事の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。